

藤原不比等にかんする重要資料の発見
——『埋もれた巨像』補遺——

上山春平

一、草壁皇子佩刀の由緒書

私は、『埋もれた巨像』(岩波書店哲学叢書一九七七年刊)において、日本古代史における藤原不比等の役割にかんする根本的な再検討の提唱を行ったのですが、その際に、従来、あまり注目されなかった一つの資料を、立論の重要なきめてとして用いました。

その資料は、東京大学出版会から公刊されている資料集、『大日本古文書』の巻之四に収録されている「東大寺献物帳」のなかにある草壁皇子佩刀の由緒書であり、その文面は次の通りです。

黒作懸佩刀一口 刃長一尺一寸九分 鋒者偏刃 木把陰漆樺纏

紫板韜懸 紫皮帶執 黒紫羅帶 紫地錦袋緋綾裏

右、日並皇子常所佩持、賜太政大臣、大行天皇即位之時、便献 大行天皇、崩時亦賜太臣、大臣薨日、更献 後太上天皇

私は、『埋もれた巨像』の序章において、八世紀初頭に出現した律令(大宝律令)・正史(日本書紀)・都城(平城京)という律令体制の確立を象徴する三つの巨大なモニュメントに着目し、それらの背後に、壮大な協同作業のリーダーたるにふさわしい人物として藤原不比等を想定したのですが、この想定を裏づけるための重要な資料として、右の文書に言及したのであります。以下、この資料の発見の経過を明らかにするに先立って、その訓讀と解釈を掲げておきたいと思えます。

(一) 訓讀

「右、日並皇子、常に佩持せられ、太政大臣に賜う。大行天皇、即位の時、すなわち献ず。大行天皇、崩ずる時、また大臣に賜う。大臣、薨ずるの日、さらに後太上天皇に献ず。」

(二) 解釈

「この刀は、草壁皇子が身につけていた刀ですが、皇子はこれを不比等に与えました。ところが、不比等は、文武天皇の即位のときに、これを天皇に献上し、また天皇の崩御のとき、天皇はこれを不比等に与えました。そして、不比等の薨去の日に、不比等はこれを

聖武天皇に献上したのです。」

原文の「日並皇子」を「草壁皇子」、「太政大臣」を「不比等」、「大行天皇」を「文武天皇」、「後太上天皇」を「聖武天皇」と解釈した理由は省略します(『埋もれた巨像』Vの4参照)。

私は、この文書を、『續日本紀』所載の元明天皇と聖武天皇の即位の宣命せんみょうと照らし合わせることによって、不比等が、草壁皇子の實の母に当たる持統女帝の親密な協力者として、さきに挙げたような巨大なモニュメント群の制作主体(制作のための協同作業のリーダー)たるにふさわしい立場を確保することができた事情を、説明するいとぐちをとらえることができたのでした。

二、発見の経過

この資料を、上述のモニュメント群の制作主体としての不比等の像を照らし出す手がかりとして用いたのは、おそらく私をはじめではなかったかと思うのですが、私が、この資料の所在について教えられたのは、法制史家の石尾芳久氏の『日本古代天皇制の研究』(法律文化社一九六九年刊)でした。

この論文集の第二論文「古代天皇制の本質」の第四節「藤原不比等と律令の成立」のなかで、石尾氏は、律令編纂における不比等のリーダーシップを強調する観点から、とくに不比等と持統天皇の緊密な関係に着目し、つぎのように書いておられます。すこし長くありませんが、さし当り必要と思われる部分を引用させていただくことにしましょう。

「軽皇子(引用者注、後の文武天皇)、即位のみならず持統太上天皇の創始にまで藤原不比等の協力があつたとすれば、持統天皇と不比等との信頼関係は、きわめて深いものであつた、といわなければならないであろう。もちろん、両者の信頼関係を助長するについて、内命婦具養宿禰三千代の力を顧慮することも必要ではあるが、しかし、持統天皇の懸命の目標であった嫡々相承の理の実現と太上天皇の設定をむしる問題の中心として考察すべきである。この持統天皇と不比等の深い信頼関係を象徴する史料が、藪田香融氏によって紹介されている(『護り刀考』『伝承文化研究』)。それは、次のような正倉院献物帳の記載である。

黒作懸佩刀一口(長さ、装いなど省略)

右、日並皇子常所^二佩持^一、賜太政大臣、大行天皇即位之時、便献^二大行天皇^一、崩時亦賜^二大臣^一、大臣薨日、更献^二後太上天皇^一。

右史料について、藪田香融氏は『黒作懸佩刀の伝来はやや複雑であるが、日並皇子は草壁親王、大行天皇は文武と考えられるから、この刀は草壁↓不比等↓文武↓不比等↓聖武という次第で伝領されたことになる。左の系図と奈良朝初世の政治史を念頭において、この刀の伝来を眺めてゆくと、草壁は何を望み、不比等は何を期待したか、いわずしておの

ずから明かである。』とのべられている(同前)。皇太子草壁皇子薨去に際し、後事を託する意志が、持統天皇より不比等に伝えられたことを、右の資料は、明白に物語っているのである。」(上掲書一一二―一一三頁)

右の引用文によって、石尾氏は、問題の資料の所在を、菌田香融氏の「護り刀考」という論文によって示唆されたことが明らかなのですが、この菌田氏の論文は、一九六四年六月発行の関西大学民俗学会誌『伝承文化研究』の創刊号に発表されたものでした。現在までに私が知りえたかぎりでは、問題の資料を不比等伝の重要資料として最初に着目したのは、右の菌田論文ではないかと思うのですが、それからややおくれて、讀賣新聞社から刊行された「人物・日本の歴史」シリーズの第二巻『奈良から平安へ』に、黛弘道氏が「藤原不比等」と題する論文を寄せておられ、そのなかで、問題の資料について、つぎのように言及しておられます。

「文武天皇は、なくなるにあたって黒づくりの佩刀はいとうひとふりを不比等に与えた。この刀は、かつて天皇の父草壁皇子が、不比等に与えたものであり、天皇即位のとき、不比等はそれを父皇子のかたみとして、天皇に献上したのである。不比等はのちに、その死にあたって、この刀をさらに首皇子(引用者注、文武天皇と不比等の娘宮子とのあいだに生まれた皇子で後の聖武天皇)に献上した。文武天皇が首皇子の外祖父としての不比等に、どれほどあつい信頼をよせていたかを知ることができよう。」(上掲書一二頁)

この文章は、一般讀者向けに書かれたものであり、注などは一切省略されていますので、問題の資料への着目が、菌田氏の論文の示唆に負うものかどうかは分かりません。黛氏は奈良時代を専門とする日本古代史家であり、正倉院文書には精通しておられるはずですから、菌田氏とは独立にその資料に着目されていたということも充分にありうるわけです。

したがって、菌田論文と黛論文の優先順位はかんたんにきめにくい事情にあるのですが、発表年次からいえば、菌田論文の方が先ということになります。もっとも、黛氏が、菌田氏に先立って、私の見落した論文で例の資料に言及しておられるようなことがあれば、もちろんこの意見は訂正せざるをえません。

私が、石尾氏の著書に教えられて、問題の資料にはじめて言及いたしましたのは、中央公論社の雑誌『歴史と人物』の一九七一年十月号に発表された「天皇家と藤原家」という論文でありました。そのときは、右に引いた石尾氏の文章を通じて、石尾氏がその資料を取り上げたのは菌田氏の「護り刀考」の示唆によることを知り、そのことを右の論文に記しておいたのですが、黛論文にその資料への言及があることには全く気づいていませんでした。

三、菌田・石尾・上山三論文の視点

以上が、草壁皇子佩刀の由緒書を不比等伝の重要資料として私が着目するに至った経緯

のあらましであり、その資料の発見者の名に値するのは、おそらく、藪田氏であり、私は石尾氏の著書を介して、その資料の重要性に着目するようになったのでした。しかし、その資料のとらえ方にかんしては、石尾論文の見解をすべて藪田論文の見解に還元してしまうことはできませんし、私の論文の見解を石尾論文や藪田論文の見解に還元してしまうこともできません。

まず藪田氏の「護り刀考」について言えば、これは全文六頁の小論であり、そのうち問題の資料に直接かかわりのある部分はほぼ一頁くらいであって、その重要な部分は、さきに引いた石尾氏の著書からの引用文のなかにほぼ盡くされています。この論文は、題の示す通り、日本古代の「護り刀」についての考證を主眼とするものであり、草壁の佩刀はその一例として取り挙げられているのですが、さきに石尾氏の著書から引いておいた文章のあとに、「奈良初期における天皇家と藤原氏との関係を雄弁に物語る点で、この刀の伝来史は、凡百の史料に勝るであろう」といった広い展望を秘めた発言がある点が注目をひきます。私は、「天皇家と藤原家」を書いたときには、この論文を直接参照することはできなかったのですが、その直後に著者からコピーをいただきました。

つぎに、石尾氏の『日本古代天皇制の研究』に移りましょう。この本の「はしがき」に、一九六二年刊行の『日本古代の天皇制と太政官制度』（有斐閣）という石尾氏の旧著との関係についての言及があり、旧著にかなり訂正を加えた上で、それを絶版として、この本を公刊することにした、と言われているので、おそらく、この本の内容には、旧著と重なる点もいくらかあるにちがいません。しかし、問題の資料に言及した部分は、藪田氏の「護り刀考」公刊の時点、つまり一九六四年六月より後に書かれたものであることがほぼ確実ですから、新著にはじめて登場した部分と解されます。その部分は「古代天皇制の本質」というテーマのもとにあつめられた四つの論考のうちの最後のものにふくまれており、その論考には、「藤原不比等と律令の成立」という題が与えられています。

この論考は、標題の示す通り、不比等と律令の関係をテーマとしており、とくに大宝律令における「太上天皇」の規定に焦点をしばって、持統天皇と不比等の関係にするどい考察を加え、大宝律令編纂における不比等の重要な役割を説明しようとしています。問題の資料は、著者のこうした見解を裏づけるための資料の一つとして取り上げられたのでした。私は、この論考のみならず、石尾氏の著書からはきわめて多くの示唆を受けることができたのですが、問題の資料の解釈にかんしては、私なりに独自の展開を試みてみました。その最初の試みが、後に『神々の体系』の第五章に収められた「天皇家と藤原家」という論文であり、第二の試みが近刊の『埋もれた巨像』の序章であります。

問題の資料にかんする石尾氏の解釈と私の解釈のちがいはどこにあるのかといえ、石尾氏が、主として律令編纂における不比等のリーダーシップを強調する観点から、この資料を、「持統天皇と不比等の深い信頼関係を象徴する史料」（上掲書一一二頁）として考察しておられるのたいして、私の方は、その資料を元明・聖武両天皇の即位の宣命と照合することによって、草壁の佩刀が不比等を中介者として文武から聖武へと伝えられた刀の授

受のプロセスと、草壁によって継がれるはずであった皇位が、草壁とゆかりのふかい女帝たち（母の持統、妻の元明、娘の元正）を中介者として文武から聖武へと受け継がれた皇位継承のプロセスとの対応関係に着目し、さらに、これらのプロセスと元明・聖武の即位宣命にあらわれる「不改常典」（改らざる常典）とか「改むまじき常典」とよむ）とのかわりを追求している点ではないかと思われまます。

四、上田正昭氏の『藤原不比等』と草壁皇子佩刀由緒書

以上の考察によって、正倉院文書の「東大寺献物帳」（『大日本古文書』巻之四所収）にふくまれる草壁皇子佩刀由緒書が、藪田・石尾両氏と私の著作を通して、不比等研究の重要資料として注目されるに至った経緯をほぼ明らかにすることができたと思えます。

そうした経緯は、藪田氏の「護り刀考」、石尾氏の「藤原不比等と律令の成立」（『日本古代天皇制の研究』所収）、私の「天皇家と藤原家」（『神々の体系』所収）を手にとりて比較していただければ明瞭になるはずですが、これら三論文の連関をとらえる手がかりは、最後に書かれた私の論文のうちにふくまれています。そこには、石尾氏の『日本古代天皇制の研究』からの引用があり、また、「草壁の《黒作懸佩刀》にかんする資料の所在については、ここにあげた石尾氏の著書によって示唆された。石尾氏はそこで、この資料に言及している藪田香融氏の論文《護り刀考》を引用している」（上掲書一七一頁）という指摘があるからです。

私の「天皇家と藤原家」が、雑誌『歴史と人物』にはじめて発表されたのは一九七一年の秋であり、それが『神々の体系』の第五章として広く人々の眼にふれる機会を与えられたのは翌七二年の七月でありましたから、一九七六年三月に刊行された上田正昭氏の『藤原不比等』（朝日新聞社刊朝日評伝選）が、以上の著作をふまえて、草壁皇子佩刀由緒書を不比等伝の重要資料として採用したのは、当然の成り行きであったと思われまます。

上田氏は、日本古代史の専門家であるばかりでなく、たとえば、「祭官の成立——中臣と日祀と日置と」（塙書房一九六八年刊『日本古代国家論究』所収）といった論文などからも分かるように、中臣氏ないし藤原氏についてはかねてから深い関心を示しておられるので、公刊されて久しい『大日本古文書』所載の上記の資料の所在に、前々から気づいておられたとしても何ら不思議はありません。

しかし、上田氏が、不比等にかんする重要資料として草壁皇子佩刀由緒書に言及しておられるのは、私の知るかぎり、『藤原不比等』がはじめてではないかと思われまますので、上田氏がその資料に重大な関心を示すようになられたのは、おそらく、私の「天皇家と藤原家」を讀まれてからのことではないか、と私は考えているのです。その点は、たとえば、私が「天皇家と藤原家」を『歴史と人物』の一九七一年十月号に発表した直前に刊行された上田氏の『女帝』（講談社現代新書一九七一年六月刊）という本が、八世紀における藤原

氏と皇室の關係に深くふれておられるにもかかわらず、このテーマの解明のための重要な手がかりをふくんでいると思われる草壁皇子佩刀由緒書には全くふれておられない、といった事実からも推測されます。

私が、以上の事実に言及いたしましたのは、些末なプライオリティ論議のためではなく、上田氏の『藤原不比等』が、私の論文を手がかりとして、問題の資料の発見の経緯を正確に再現してくれているように思われるからなのです。

上田氏が、その資料に言及しておられるのは、『藤原不比等』のなかの「神祇と政治」をテーマとする部分ですが、ここでは、最初に、問題の資料をかかげ、それにたいする上田氏自身の解釈をのべた後に、まず、藪田氏の「護り刀考」、つぎに石尾氏の『日本古代天皇制の研究』、最後に私の『神々の体系』といった順序で、その資料にかんする解釈を紹介しておられます。ここには、藪田氏をその資料の発見者とする指摘はありませんが、石尾氏の解釈を藪田氏の解釈の一つの展開とみなし、私の解釈を石尾氏の解釈の展開とみなしている点で、右の資料の発見の経過を忠実に再現してくれているように思われます。

五、黛弘道氏と草壁皇子佩刀由緒書

これまでの検討を通して、草壁皇子佩刀由緒書が不比等伝の重要資料として注目されるに至った経過は、ほぼ明らかになったと思うのですが、この資料に早くから着目してこられた黛弘道氏の著作について、一言つけくわえておきたいと思えます。

私の知りえたかぎりでは、その資料に言及している黛氏の著作は、つぎの三点です。

- (イ) 「藤原不比等」(讀賣新聞社一九六六年五月刊「人物・日本の歴史」シリーズ第二卷『奈良から平安へ』所収)
- (ロ) 「藤原不比等」(小学館一九七四年十一月刊「人物日本の歴史」シリーズ第一卷『飛鳥の悲歌』所収)
- (ハ) 「記紀の謎」(学研一九七七年二月刊「人物群像・日本の歴史」シリーズ第三卷『天平の開花』所収)

以上の三点は、いずれも一般読者を対象とするシリーズものに書かれた短篇ですが、堅実な実証的学風を貫いてこられた横田健一氏のような先学が、その「藤原不比等伝研究序説」(関西大学東西学術研究所一九七四年三月刊『関西大学東西学術研究所紀要』第七輯所収)のなかで、右の三点のうちの(イ)に言及して、「不比等に関する伝記としては、短篇ではあるが、・・・まとまったものとしてすぐれている」と書いておられるので、慎重に検討を加えておく必要があるわけです。

しかし、検討の結果、問題の資料にかんするかぎり、黛氏の解釈は、さきに取り上げた

藪田・石尾・上山の三論文とくらべて、とくに注目すべき特色はなく、発表年次の点でも、(イ)は藪田論文の二年後、(ロ)は石尾論文の五年後、上山論文の二年後、となっているので、例の資料の発見の経過にかんする上述の論旨に変更を加える必要のないことが明らかとなりました。

六、まとめ

私がこの小論の筆と執ったのは、『神々の体系』以降、草壁皇子佩刀由緒書の重要性が、とくに藤原不比等論の視点からクローズ・アップされるにつれて、この資料の発見の経過を明かにしておく必要を感じるに至ったからであります。私は、この小論の筆を擱くに当って、以上に検討を加えてきた関係諸著作を発表年次順に配列し、「まとめ」に代えたいと思います。

- (1) 一九六四年六月発行
藪田香融「護り刀考」(関西大学民俗学会刊『伝承文化研究』創刊号所収)
- (2) 一九六六年五月発行
黛弘道「藤原不比等」(讀賣新聞社刊「人物・日本の歴史」シリーズ第二卷『奈良から平安へ』所収)
- (3) 一九六九年七月発行
石尾芳久『日本古代天皇制の研究』(法律文化社刊)
- (4) 一九七二年七月発行
上山春平『神々の体系』(中公新書)
- (5) 一九七四年十一月発行
黛弘道「藤原不比等」(小学館刊「人物日本の歴史」シリーズ第一卷『飛鳥の悲歌』所収)
- (6) 一九七六年三月発行
上田正昭『藤原不比等』(朝日新聞社朝日評伝選)
- (7) 一九七七年二月発行
黛弘道「記紀の謎」(学研刊「人物群像・日本の歴史」シリーズ第三卷『天平の開花』所収)
- (8) 一九七七年二月発行
上山春平「藤原不比等」(学研刊「人物群像・日本の歴史」シリーズ第三卷『天平の開花』所収)
- (9) 一九七七年十月発行
上山春平『埋もれた巨像』(岩波書店)

以上は私が参照することのできた著作だけですが、このほかにも見落したものがあ

もしれません。私が気づいていながらこの小論で取上げなかった関係著作の一つに一九七三年一月発行された竹内理三・山田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』第六巻があり、その「藤原朝臣不比等」の項に、不比等伝の資料として、問題の草壁皇子佩刀由緒書の要旨が記されているのですが、これは、この資料が不比等伝の不可欠の資料として公認されるに至ったことを示す注目すべき出来事ではないかと私は考えています。

(一九七七年十二月十四日記)

Kyoto University